

町長解職請求者署名簿縦覧のお知らせ

選挙管理委員会による町長解職請求者署名簿の審査、証明は 7 月 30 日に終了する予定です。署名の効力の確定のため、下記のとおり署名簿の縦覧を実施します。

記

期 間 平成 29 年 7 月 31 日（月）から平成 29 年 8 月 6 日（日）

時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時

縦覧会場 河津町役場 2 階 委員会室（選挙管理委員会で受付）

縦覧申請に必要なもの 印鑑、免許証または保険証

※ 署名簿については、写真撮影やコピーはできません。

◎ 署名簿の縦覧、異議の申出及び決定

市町村の選挙管理委員会は、署名簿の証明が終了したときは、その日から 7 日間、その指定した場所で、関係人（河津町の選挙人名簿に記載されている人）の縦覧に供します。（地方自治法第 74 条の 2 第 2 項）

署名に関して異議のある関係人（代表者、署名受任者、署名した者、解職の請求を受けた者などをさす）は、縦覧期間内に選挙管理委員会に対し署名の効力に関して異議の申出をすることができます。異議の申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、申し出を受けた日から 14 日以内にその申出が正当であるかどうかを判断し、修正、通知等の所要の措置をすることとなります。（同条第 5 項）

◎ 署名の効力に対して異議申し出ができる者とその範囲

概 要	○請求代表者・解職の請求を受けた者（全ての署名の効力について異議申出が出来る） ○請求代表者の委任を受けた者（自分が収集した簿冊の署名の効力のみ） ○署名した者及び署名を無断で使用された者（自分の署名の効力のみ） ※署名簿の署名の効力に関して異議があるときは署名簿の縦覧期間内に異議の申出をしてください。
窓 口	町選挙管理委員会
提出書類等	異議申出書（選挙管理委員会にあります）



お問い合わせ先

河津町選挙管理委員会（河津町役場 2 階）

電話：0558-34-1957 FAX：0558-34-1405